

学校法人新潟青陵学園における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新潟青陵学園（以下「学園」という。）が設置する新潟青陵大学（以下「大学」という。）、新潟青陵大学短期大学部（以下「短期大学」という。）において行われる研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止並びに不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究者

学園に雇用されて研究活動に従事している者及び学園の施設や設備を利用して研究に携わる者

(2) 部局

学園の組織規程に定める法人事務局及び附属機関、大学学則に定める各学部及び大学院、短期大学学則に定める各学科

(3) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(4) 研究費

- ① 各省各庁又は各省各庁が所管する独立行政法人が配分する公的研究費
- ② 地方公共団体、企業、財団法人等から受給する受託事業費、研究助成金、奨学寄付金
- ③ 大学・短期大学が配分する個人研究費、共同研究費

(5) 資金配分機関

研究費を配分する各省各庁、独立行政法人、地方公共団体、企業、財団法人等

(6) 研究費の不正使用

大学・短期大学又は資金配分機関が定める規則等に違反して、研究費を不正に使用、又は受給する行為

(7) 研究不正

前3号に掲げる研究活動上の不正行為、並びに前6号に掲げる研究費の不正使用

(運営・管理及び防止体制)

第3条 学園は、研究不正の防止及び研究不正があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

- 1 最高管理責任者は、大学・短期大学の学長とし、研究活動上の不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する。
- 2 統括管理責任者は、法人事務局長とし、研究活動上の不正行為の防止、研究費の運営・管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
- 3 研究費の管理・監査の体制整備を目的に、大学・短期大学にコンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は大学・短期大学の事務部長とし、コンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督を行い、そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 4 研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ者として、大学・短期大学に研究倫理教育担当を置く。研究倫理教育担当は、最高管理責任者が指名する研究倫理の有識者とし、研究者等を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。

(不正防止計画推進部門の設置と役割)

第4条 法人事務局に、不正防止計画推進部門（以下「推進部門」という。）を設置する。

- 2 推進部門は、研究不正の防止及び研究費の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次のことを行う。

(1) 不正防止計画案の策定と見直し

- (2) 不正防止計画の実施状況の確認
- (3) モニタリングによる執行状況の検証
- (4) 研究費の管理に関する各部局、内部監査部門との連携

(内部監査部門)

第5条 法人事務局に、内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門は、監事、会計監査人、その他の外部の専門家と連携し、定期的な会計書類のチェックおよび不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する他、研究費の管理体制の不備の検証も行う。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、研究不正を行ってはならず、また、他者による研究不正の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

3 大学・短期大学に所属する全ての研究者は、大学・短期大学が実施する研究倫理教育を受けなければならない。

4 公的研究費に係る研究者は、大学・短期大学が実施するコンプライアンス教育を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、学長に提出しなければならない。

- (1) 法令、学園・大学・短期大学の諸規程を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 不正を行った場合は、学園や資金配分機関及び関係省庁等（以下「資金配分機関等」という。）の処分及び法的な責任を負担すること。

(研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用に関する告発・相談窓口)

第7条 研究不正に関する学園内外からの告発又は相談を受け付ける窓口を法人事務局に設置し、担当者（以下「受付担当者」という。）に法人事務局長をもって充てる。

(告発の取扱い)

第8条 研究不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 受付担当者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、被告発者が属する大学又は短期大学の最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 受付担当者は、告発を受け付けたときは、速やかに被告発者が属する大学又は短期大学の最高管理責任者に報告する。

5 受付担当者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 報道や学会等の研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究不正の疑念が発生した場合は、統括管理責任者が、告発があった場合に準じて対応する。

7 受付担当者は、告発の受け付けに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施する。

(告発の相談)

第9条 研究不正の疑いがあると思料する者は、明確に告発の意思を持たない場合にも、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があった場合、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると

認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 3 相談の内容が、研究不正が行われようとしている、又は研究不正への加担を求められている等であるときは、相談窓口は、その内容に関係する者が属する大学又は短期大学の最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、その内容に関係する者が属する大学又は短期大学の最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（学園監事の役割）

第10条 告発又は告発の相談の内容に受付担当者が利害関係を有する場合は、第7条の規定に関わらず、学園監事に対して告発を行うことができる。この場合において学園監事は、受付担当者と同等の役割及び責務を負うものとする。

（告発者・被告発者の取扱い）

- 第11条 告発の受け付けに当たっては、告発者や告発内容を保護するため、その秘密を保持しなければならない。
- 2 告発者・被告発者は、単に告発をしたことや、告発をされたことのみを理由に、学園及び大学・短期大学から処分や研究活動の制限のほか、何ら不利益を受けないこととする。

（秘密保護義務）

- 第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者・被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者・被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者・被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

（告発者の保護）

- 第13条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 学園に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 学園の長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、新潟青陵大学就業規則及び新潟青陵大学短期大学部就業規則、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部教職員倫理規程、その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
 - 4 学園の長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

- 第14条 学園に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学園の長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、新潟青陵大学就業規則及び新潟青陵大学短期大学部就業規則、その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
 - 3 学園の長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第 15 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 学園の長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学園の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査委員会)

第 16 条 第 8 条に基づく告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は、速やかに予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被告発者が属する部局の長

(3) 被告発者が属する大学又は短期大学のコンプライアンス推進責任者

(4) 被告発者が属する大学又は短期大学の研究倫理教育担当

(5) 統括管理責任者が指名した者 若干人

3 予備調査委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

(予備調査)

第 17 条 予備調査委員会は、告発内容の合理性、告発された行為が行われた可能性、本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 予備調査委員会は、告発を受け付けた後、原則として 25 日以内に予備調査結果を被告発者が属する大学又は短期大学の最高管理責任者に報告する。

(本調査実施の決定)

第 18 条 最高管理責任者は予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を実施するか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、その旨を告発を受け付けた日から起算して 30 日以内に資金配分機関等に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、その旨を告発者・被告発者に通知し、本調査への協力を求める。

4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して告発者に通知を行うものとする。この場合、最高管理責任者は、告発者や資金配分機関等の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(本調査委員会の設置)

第 19 条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、直ちに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) 法律若しくは会計に係る外部有識者（弁護士、公認会計士等）

(4) その最高管理責任者が必要と認める者 若干人

3 研究活動上の不正行為に関する本調査の場合、前項に被告発者と同一研究分野の外部有識者を加えるものとし、且つ、委員の半数以上が外部有識者でなければならない。

4 調査委員会の委員長は、最高管理責任者をもって充てる。

5 告発者・被告発者と利害関係を有する委員は、不正行為の調査に関する全ての審議に加わることができない。

(本調査の通知)

第 20 条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を告発者・被告発者に

通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた後 10 日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者・被告発者に通知する。

(本調査の方法)

第 21 条 調査委員会は、本調査実施の決定後 30 日以内に本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発において指摘された不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - (1) 研究活動上の不正行為に関しては、指摘された当該研究に係る論文や生データ、実験・観察ノート等の各種資料の精査、関係者へのヒアリング、再実験等により行う。
 - (2) 研究費の不正使用に関しては、研究計画書、収支簿、預金通帳等の精査、取引業者・支払先・用務先等の関係者へのヒアリング等により行う。
- 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 22 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(調査中における一時的措置)

第 23 条 調査委員会は、告発に係る研究等に関して、研究費の支出を一時停止することができる。

- 2 調査委員会は、告発に係る研究等に関して、証拠となる資料等を保全することを目的に、関連する研究室等の一時閉鎖等を行うことができる。

(証拠の保全)

- 第 24 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が大学・短期大学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 25 条 調査委員会は、告発に係る研究に対する資金配分機関等からの要請があれば、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関等に行うものとする。

- 2 研究費の不正使用に関する本調査の場合、最高管理責任者は、不正の事実が一部でも確認されたときは本調査の過程であっても速やかに認定し、理事長及び資金配分機関等へ報告する。また、資金配分機関等からの要請があれば、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査にも応じるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 26 条 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 27 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動上の不正行為に関

する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の不正使用に関する疑惑に対しては、研究費が適正に使用されたことについて、数値的な根拠等を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 21 条第 3 項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第 28 条 調査委員会は、調査を開始した日から原則として 150 日以内に調査した内容を取りまとめ、研究不正の有無及び程度等について認定を行う。

- 2 調査委員会は、不正が行われたと認定した場合、次の各号の内容を含む調査結果を取りまとめるものとする。
- (1) 不正の概要、発生の経緯、悪質性、関与した者とその関与の度合
 - (2) 調査体制と調査内容
 - (3) 不正発生要因と再発防止計画
 - (4) 研究活動上の不正行為の場合は、不正と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - (5) 研究費の不正使用の場合は、不正使用の相当額と、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
- 3 調査委員会は、不正が行われなかったと認定された場合、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定するものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された場合でも、その程度及び状況に応じて必要と認めたときは、被告発者に対して警告を行うことがある。

(認定の方法)

- 第 29 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、研究活動上の不正行為の疑惑に対して、被告発者が説明及びその他の証拠によって、不正の疑いを覆すことができないときは、不正と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正の疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(通知)

- 第 30 条 最高管理責任者は、速やかに第 28 条第 2 項の調査結果（認定を含む）を、理事長、告発者、被告発者、被告発者以外で研究不正に関与したと認定された者、資金配分機関等に文書で通知する。被告発者が外部の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 資金配分機関等への調査結果の通知は、告発の受付から 210 日以内に行う。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を資金配分機関等に文書で通知する。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者が外部の研究機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第 31 条 研究不正を行った認定された被告発者、被告発者以外で研究不正に関与したと認定された者、及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、前条に規定する通知があった日の翌日から起算して 14 日以内に、最高管理責任者に対して文書により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前項に定める新たな調査委員は、第 19 条に準じて指名する。
- 4 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、申立人にその決定を通知する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、申立人にその決定を通知する。
- 6 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知する。被告発者及び告発者が外部の研究機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第 32 条 調査委員会は、不服申立てを受けて再調査の実施を決定した場合、申立人に対し、先の調査結果を覆し得ると申立人が思料する根拠資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査への協力を求めるものとする。
- 2 前項に定める申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
 - 4 最高管理責任者は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、再調査手続の結果を告発者、被告発者、被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、資金配分機関及等に通知する。被告発者及び告発者、被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が外部の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(本調査及び認定結果の公表)

- 第 33 条 理事長は、研究不正が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を学園内に周知し、また、次の各号を含む内容を学園及び大学・短期大学のウェブサイトにおいて公表する。
- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
 - (2) 不正の内容、公表時までに行った措置の内容
 - (3) 調査委員会委員の氏名・所属、本調査の方法・手順等
- 2 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 3 研究不正が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、次の各号を含む内容を公表する。
 - (1) 研究活動上の不正行為がなかったこと
 - (2) 論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと
 - (3) 被告発者の氏名・所属
 - (4) 調査委員会委員の氏名・所属
 - (5) 調査の方法・手順等
 - 4 悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、次の各号を含む内容を公表する。
 - (1) 告発者の氏名・所属
 - (2) 悪意に基づく告発と認定した理由

- (3) 調査委員会委員の氏名・所属
- (4) 調査の方法・手順等

(措置)

第 34 条 理事長は、研究不正が行われたと認定された場合は、その重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 研究不正が認定された被告発者及び研究不正への関与が認定された者に対する、研究費の使用中止命令又は返還命令
- (2) 研究不正が認定された被告発者及び研究不正への関与が認定された者に対する、関連論文等の取り下げ等の勧告
- (3) その他、研究不正が認定された被告発者及び研究不正への関与が認定された者の研究不正の排除並びに学園及び大学・短期大学の信頼性回復のために必要な措置

2 理事長は、研究不正が認定された被告発者及び研究不正への関与が認定された者について、新潟青陵大学就業規則及び新潟青陵大学短期大学部就業規則、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部教職員倫理規程、その他関係諸規程に基づく懲戒処分や、法令に基づく告訴・告発等を行うことができる。

3 理事長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者の氏名の公表や懲戒処分、告訴・告発等、適切な措置を行う。

(事務)

第 35 条 この規程に関する事務は、研究支援室において行う。

(雑則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、2025 年 4 月 1 日から施行する。